

アスベスト

石綿による疾病の労災認定



厚生労働省
労働基準局
京都府労働基準監督署

【 はじめに 】

中皮腫、肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿（アスベスト）ばく露作業に従事していたことが原因である（業務上疾病）と認められた場合には、労災保険給付または特別遺族給付金※が支給されます。

このパンフレットは、石綿ばく露作業に従事されていた方やそのご家族、石綿関連疾患の診察を担当される医師向けに、石綿による疾病の労災認定の要件や事例をわかりやすくまとめたものです。

労災保険給付、特別遺族給付金には請求期限がありますので、心当たりのある方は、早急に、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

また、診察された医師の皆さまは、患者さんに対して最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署へ相談するようお勧めください。

※労災保険の遺族補償給付の請求権は、労働者（労災保険の特別加入者を含みます。以下同じ）が死亡した日の翌日から5年で時効となります。「特別遺族給付金」は、石綿による病気で死亡した労働者の遺族が、病気の原因が仕事であると長く気付かなかったことなどにより、遺族補償給付の請求権を時効で失った場合に請求することができます。ただし、請求の期限は令和14年3月27日です。

【 目 次 】

1	石綿による疾病	3
2	石綿ばく露作業	3
3	石綿による疾病の認定要件	4
	（1）石綿肺	4
	（2）中皮腫	4
	（3）肺がん	5
	（4）良性石綿胸水	6
	（5）びまん性胸膜肥厚	6
4	石綿による疾病の認定事例	6

1 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病として、次の5つがあります。

(1) 石綿肺	(2) 中皮腫	(3) 肺がん
(4) 良性石綿胸水	(5) びまん性胸膜肥厚	

2 石綿ばく露作業

「石綿ばく露作業」とは、次に掲げる作業をいいます。

- ① 石綿鉱山またはその附属施設において行う石綿を含有する鉱石または岩石の採掘、搬出または粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ② 倉庫内などにおける石綿原料などの袋詰めまたは運搬作業
- ③ 石綿製品の製造工程における作業
- ④ 石綿の吹付け作業
- ⑤ 耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱もしくは保温のための被覆またはその補修作業
- ⑥ 石綿製品の切断などの加工作業
- ⑦ 石綿製品が被覆材または建材として用いられている建物、その附属施設などの補修または解体作業
- ⑧ 石綿製品が用いられている船舶または車両の補修または解体作業
- ⑨ 石綿を不純物として含有する鉱物(タルク(滑石)など)などの取り扱い作業

これらのほか、上記作業と同程度以上に石綿粉じんのばく露を受ける作業や上記作業の周辺などにおいて、間接的なばく露を受ける作業も該当します。

各作業の詳細については厚生労働省ホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/>

◆トップページ <https://www.mhlw.go.jp>から、次のようにお進みください。

テーマ別に探す「雇用・労働」>労働基準>重要なお知らせ「アスベスト対策」>「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ

3 石綿による疾病の認定要件

石綿ばく露労働者（石綿ばく露作業に従事しているか、または従事したことのある労働者※）について、発症した疾病が以下のような場合に、**業務上疾病**として認定されます。

※労災保険の特別加入者を含みます。

◆以下に示す認定要件を満たさない場合でも、認定事例(P. 6～7)のように、総合的な判断で業務上と認定されることがありますので、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

疾病名	認定要件
(1) 石綿肺 (石綿肺合併症を含む)	石綿ばく露労働者に発症した疾病であって、じん肺法に規定するじん肺管理区分(管理1～4)に基づき、 <u>以下の①、②のいずれかに該当する場合</u> 、業務上の疾病と認められます。 なお、原則として、都道府県労働局長によってじん肺管理区分の決定がなされた後に、業務上の疾病か否かが判断されます。
	①管理4の石綿肺(石綿によるじん肺症)
	②管理2、管理3、管理4の石綿肺に合併した疾病※ ※合併した疾病とは、次の疾病をいいます。 ◆肺結核 ◆結核性胸膜炎 ◆続発性気管支炎 ◆続発性気管支拡張症 ◆続発性気胸
(2) 中皮腫	石綿ばく露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜または精巣鞘膜の中皮腫であって、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像の区分(第1～4型)または石綿ばく露作業従事期間が、 <u>以下の①、②のいずれかに該当する場合</u> 、業務上の疾病と認められます。 ただし、最初の石綿ばく露作業(労働者として従事したものに限りません)を開始したときから10年未満で発症したものは除きます。
	①胸部エックス線写真で、第1型以上の石綿肺所見がある
	②石綿ばく露作業従事期間1年以上
	※中皮腫は診断が困難な疾病であるため、認定に当たっては、病理組織検査結果に基づき、中皮腫であるとの確定診断がなされていることが重要ですが、病理組織検査が実施できない場合には、臨床検査結果、画像所見、臨床経過、他疾患との鑑別などを総合して判断されます。

疾病名	認定要件
(3) 肺がん	石綿ばく露労働者に発症した「原発性肺がん」(原発性とは、他の部位から肺に転移したものではないという意味)であって、以下の①から⑥のいずれかに該当する場合に業務上の疾病と認められます。 ただし、最初の石綿ばく露作業(労働者として従事したものに限りません)を開始したときから10年未満で発症したものは除きます。
	①石綿肺所見※がある ※じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上である石綿肺所見をいいます。
	②胸膜プラーク所見がある＋石綿ばく露作業従事期間10年以上※ ※石綿製品の製造工程における作業(3ページの2③)については、平成8年以降の従事期間を実際の従事期間の1/2として算定します。
	③広範囲の胸膜プラーク所見がある※ ＋石綿ばく露作業従事期間1年以上 ※広範囲の胸膜プラークとは・・・ ◆胸部正面エックス線写真により胸膜プラークと判断できる明らかな陰影が認められ、かつ、胸部ＣＴ画像によりその陰影が胸膜プラークとして確認される場合 ◆胸部ＣＴ画像で、胸膜プラークの広がりが胸壁内側の1/4以上ある場合
	④石綿小体または石綿繊維※の所見 ＋石綿ばく露作業従事期間1年以上 ※石綿小体または石綿繊維の所見については、以下のいずれかであることが必要です。 ◆石綿小体が乾燥肺重量1 g 当たり5,000本以上ある ◆石綿小体が気管支肺胞洗浄液1ml中に5本以上ある ◆5 μmを超える大きさの石綿繊維が乾燥肺重量1 g 当たり200万本以上ある ◆1 μmを超える大きさの石綿繊維が乾燥肺重量1 g 当たり500万本以上ある ◆肺組織切片中に石綿小体または石綿繊維がある
	⑤びまん性胸膜肥厚に併発 次のページに示すびまん性胸膜肥厚の認定要件を満たすものに限りします。
	⑥特定の3作業※¹に従事 ＋石綿ばく露作業従事期間※² 5年以上 ※¹「特定の3作業」とは・・・ ◆石綿紡織製品製造作業 ◆石綿セメント製品製造作業 ◆石綿吹付作業 ※²「従事期間」とは・・・ 上記3作業のいずれかに従事した期間、またはそれらを合算した期間をいいます。ただし、平成8年以降の従事期間は、実際の従事期間の1/2として算定します。

疾病名	認定要件
(4) 良性石綿胸水	胸水は、石綿以外にもさまざまな原因（結核性胸膜炎、リウマチ性胸膜炎など）で発症するため、良性石綿胸水の診断は、石綿以外の胸水の原因を全て除外することにより行われます。 そのため、診断が非常に困難であることから、労働基準監督署長が厚生労働本省と協議した上で、業務上の疾病として認定するか否かの判断をします。
(5) びまん性 胸膜肥厚	石綿ばく露労働者に発症したびまん性胸膜肥厚であって、肥厚の広がり下記の一定の基準に該当し、著しい呼吸機能障害を伴うもので、石綿ばく露作業従事期間が3年以上ある場合（以下の①～③全てを満たす場合）に、業務上の疾病として認められます。
	①石綿ばく露作業3年以上
	②著しい呼吸機能障害がある ◆パーセント肺活量（%VC）が60%未満である場合 など
	③一定以上肥厚の広がりがある 胸部CT画像上に ◆片側のみ肥厚がある場合 → 側胸壁の1／2以上 ◆両側に肥厚がある場合 → 側胸壁の1／4以上

4 石綿による疾病の認定事例

事例1

石綿ばく露作業歴1年未満で、中皮腫を発症した

概要	被災労働者は、昭和41年10月から昭和42年4月までの約7か月間、造船所において、主に船内の壁に石綿含有の断熱材を取り付ける作業に従事していた。その後、石綿ばく露作業に従事していなかったが、平成23年に中皮腫と診断された。
労災認定の判断	① 本件疾病は、病理組織検査の結果、「悪性胸膜中皮腫」と診断されたこと ② 石綿ばく露作業従事期間は1年未満であるものの、昭和40年代の造船所においては、船内に石綿含有の断熱材を取り付ける作業は、高濃度の石綿粉じん環境下での作業であり、高濃度の石綿ばく露を受けていたと認められること
以上から、本件の中皮腫は業務上の疾病と認定された。	

事例 2**石綿小体の数が、肺がんの認定基準値を満たさなかった****概要**

被災労働者は、昭和37年から昭和50年にかけて約13年間、石綿含有ブレーキライニングなどの製造作業に従事し、その後、肺がんを発症した。
胸膜プラークと石綿肺所見は認められなかったものの、3,500本／g(乾燥肺重量)の石綿小体が検出された。

労災認定の判断

- 石綿小体の数は、認定基準の5,000本／g(乾燥肺重量)を下回るものの、
- ① ブレーキライニングの製造作業に常時従事し、石綿を含有する材料の切断作業などにより、高濃度の石綿ばく露を受けていたと認められること
 - ② 石綿小体数を計測した肺組織は石綿小体および石綿繊維が一般に少ないと言われる腫瘍側近部で採取したものであり、その肺組織において、3,500本／g(乾燥肺重量)検出されていること

以上から、高濃度の石綿ばく露があったと認められ、本件の肺がんは業務上の疾病と認定された。

事例 3**肺がんで死亡した労働者の医学的資料が既に廃棄されていた****概要**

被災労働者は、昭和27年6月から昭和45年10月にかけて約18年間、パッキンなどの石綿含有製品の製造作業に従事した。その後、肺がんを発症し、平成5年に死亡した。
病院におけるエックス線写真、CT画像、カルテなどは保存年限が過ぎて廃棄処分されていることから、医学的資料が全くなく、胸膜プラークや石綿肺所見の確認ができなかった。

労災認定の判断

- 医学的資料は全く残っていないものの、
- ① 被災労働者は石綿製品を扱った事業場において約18年間石綿含有製品製造作業に従事し、高濃度のばく露を受けていたことが推定されること
 - ② この事業場において、同一時期に同一作業に従事した労働者が石綿による肺がんで労災認定されている事実があること

以上から、石綿ばく露作業の内容や従事期間などを総合的に判断して、当該労働者についても高濃度の石綿ばく露が推認されることから、本件の肺がんは業務上の疾病であり、特別遺族給付金の対象と認定された。

都道府県労働局一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4115
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-604-3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8843
秋田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-883-4275
山形	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル	023-624-8227
福島	960-8513	福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎	024-536-4605
茨城	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎	029-224-6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9118
群馬	371-8567	前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎	027-896-4738
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048-600-6207
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-4313
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1617
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7355
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3506
富山	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076-432-2739
石川	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4426
福井	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2856
長野	380-8572	長野市中御所1丁目22-1	026-223-0556
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎	058-245-8105
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	054-254-6369
愛知	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング	052-855-2147
三重	514-8524	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎	059-226-2109
滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎	077-522-6630
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3217
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6507
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー	078-367-9155
奈良	630-8113	奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル	0742-32-1910
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2丁目3-3 和歌山労働総合庁舎	073-488-1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1706
島根	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-31-1159
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-225-2019
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-9245
山口	753-8510	山口市河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088-652-9144
香川	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎	087-811-8921
愛媛	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-935-5206
高知	781-9548	高知市南金田1-39	088-885-6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館	092-411-4799
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7193
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル	095-801-0034
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	096-355-3183
大分	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	097-536-3214
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8837
鹿児島	892-0842	鹿児島市東千石町14-10 天文館NNビル	099-223-8280
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3階	098-868-3559

石綿による疾病の労災補償について、詳しくは
最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

石綿による疾病の労災補償や労災保険給付などに関する一般的なご質問は、こちらでも受け付けています。
労災保険相談ダイヤル：0570-006031（平日8:30～17:15） ※ご利用には通話料がかかります。